

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

業務主任者^(ふりがな)氏名

誓 約 書

私は、砂利採取法第6条第1項第1号から第4号までに規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

砂利採取法(抄)

第6条 (略)

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 第3条の登録を受けた者(以下「砂利採取業者」という。)であって法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第7号において「暴力団等」という。)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。